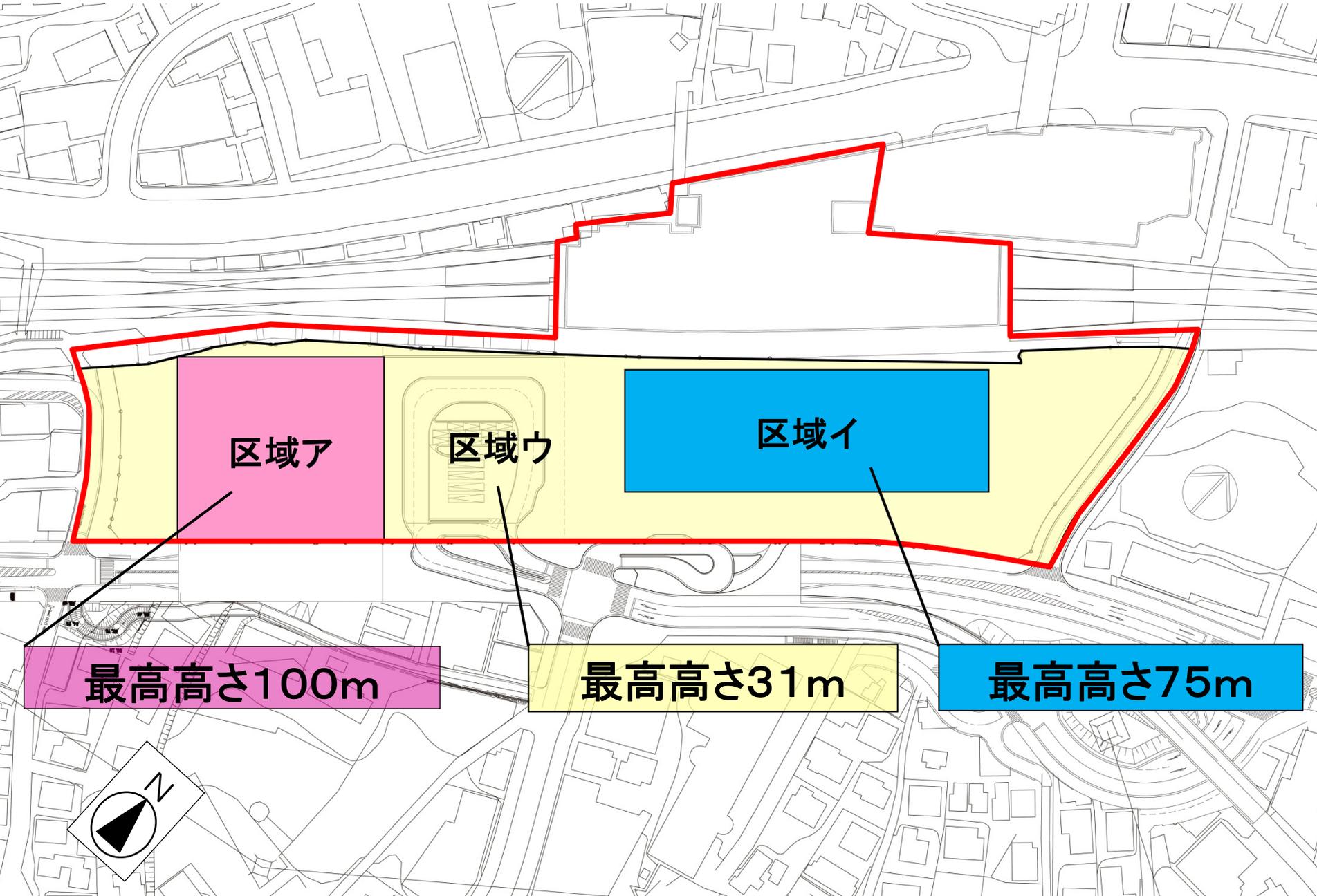


■ 地区計画の決定12(建物の高さの最高限度)



区域ア

区域ウ

区域イ

最高高さ100m

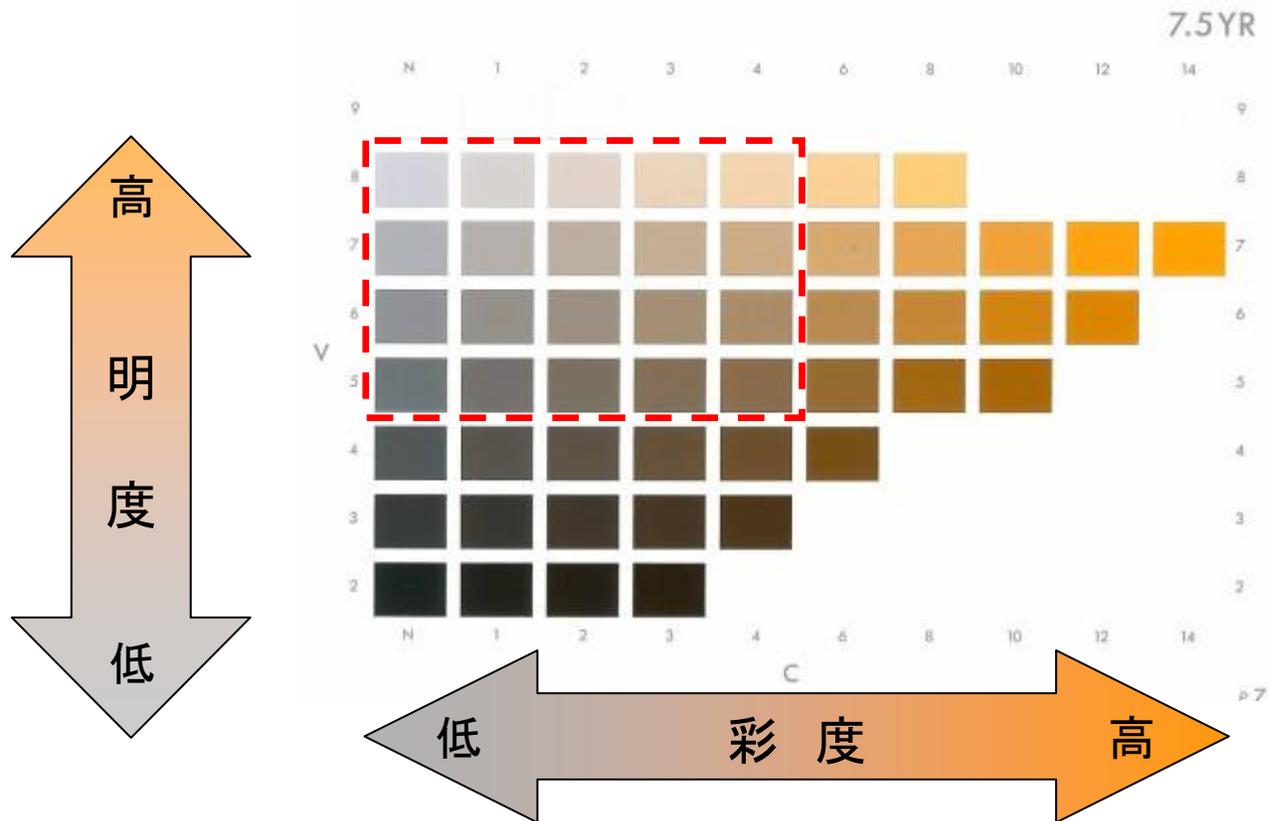
最高高さ31m

最高高さ75m

■ 地区計画の決定13(形態意匠の制限1-1)

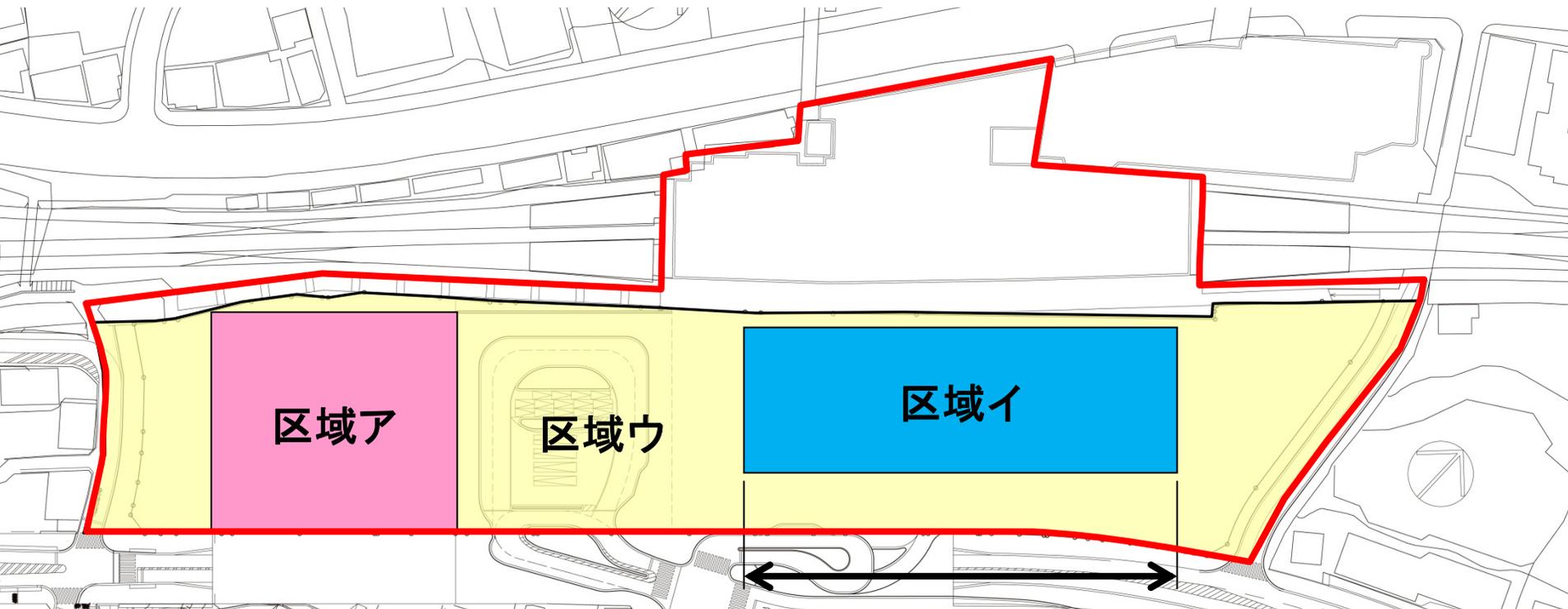
1. 高さが31mを超える建築物は、圧迫感を軽減するため

マンセル表色系で明度5以上かつ彩度4以下を
基調とする。



■ 地区計画の決定14 (形態意匠の制限1-2)

1. 高さが31mを超える建築物は、圧迫感を軽減するため



区域イ内では、建築物の水平方向の長さを70m以下とする。



■ 地区計画の決定15(形態意匠の制限2)

2. 屋上に設置する建築設備等

建築物と調和した遮へい物で囲むなど、乱雑な外観としないようにする

3. 屋外広告物に関する制限

(1) 高さ31mを超える部分には設置しない

(自己の名称、店名、商標等で独立文字・マーク等の組合わせのもの等を除く。)

(2) 屋上には設置しない

(塔屋を含み、交通広場が設置される屋上階を除く。)

4. 建築物等の形態意匠は、本地区計画の区域内的の建築物等全体として調和したものとする

■ 地区計画の決定16 (緑化率の最低限度)

緑化率の最低限度

6.5%